

なか へ ち ち く かつ せい か けい かく
中辺路地区活性化計画

和歌山県田辺市

平成20年 2 月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	中辺路地区活性化計画						
都道府県名	和歌山県	市町村名	田辺市	地区名(1)	中辺路	計画期間(2)	平成20年度～平成22年度

目 標 : (3)

農山村地域である当該地区では、林業が地域の重要な産業の一つであるが、林業をめぐる厳しい経済状況において、森林所有者や林業従事者等の所得増大と地域経済の発展のため、特用林産物の生産に取り組んできたところである。農山村地域の活性化にとって必要なのは、地域経済を支える生産活動の効率化を図り、安定的な雇用の確保による定住人口の維持を図ることである。そのため、特用林産物生産施設に集出荷施設を導入し、生産集出荷体制の向上を図り、雇用の場の確保による地域への定着を促進するとともに、定住人口の減少率を抑制させる。具体的な数値目標として、人口減少率は、平均2.44%（平成17年度～平成19年度）を2.00%へ抑制させる。

目標設定の考え方

地区の概要：

中辺路地区は、和歌山県の中南部、田辺市のほぼ中央に位置する。（田辺市は、平成17年5月1日に田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町の5市町村が合併し形成）地区面積は、211.95平方キロで、田辺市域の20.6%を占めている。北は果無連峰がそびえ、これより派生する虎ヶ峯山脈・塩津山脈に属する山々で囲まれ、果無山脈に水源を發し、北東から南南西にかけて町の中央を流れる富田川、東部を流れる日置川があり、この本流と各支流河川に沿って点在する耕地に集落を形成している。豊富な森林資源に支えられた県下でも有数の林業地域となっている。また、地区の東西を走る「熊野古道」が平成16年7月ユネスコ世界文化遺産に登録されたことにより、訪れる観光客も多い。

現状と課題

山間部に位置する中辺路地区においても、過疎及び高齢化進んでおり、豊富な森林資源を背景とする主要産業の林業をめぐる状況は、木材価格の低迷、林業従事者の減少、外材との競争など極めて厳しい状況にある。また地域の気象条件等を活かした特用林産物（シイタケ）輸入品の伸張等による価格競争の激化等、生産販売量のが伸び悩んでおり、これに伴う収益性の低下は地域経済に与える影響は大きく、さらに雇用の低下につながっている。本地域の活性化には、就労の場の確保による地域への確実な定着が課題となっているため、収益性を高めた生産活動の継続が求められている。

今後の展開方向等(4)

上記のような状況のなか、地域の特用林産物生産の中核的担い手である和歌山県シイタケ企業組合の生産集出荷体制の向上を図り、生産量の増加安定を推進し、就労の場の確保による確実な地域への定着の促進を図る。

【記入要領】

- 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(3)	備考
田辺市	中辺路	生産機械施設(農林水産物集出荷貯蔵施設)	和歌山県シイタケ企業組合	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(6)

--

【記入要領】

- 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域 (1)

中辺路地区 (和歌山県田辺市)	区域面積 (2)	2 1 1 . 9 5 K m ²
区域設定の考え方 (3)		
法第 3 条第 1 号関係： 当該区域の総面積 2 1 1 . 9 5 km ² のうち農林地が9割以上を占め、主要産業が林業である。		
法第 3 条第 2 号関係： 過疎・高齢化傾向から、地域活性化のためには、就労場所の確保による定住を促進することが必要不可欠である。		
法第 3 条第 3 号関係： 山間地域に集落が点在し、市街地を形成している区域は無い。		

【記入要領】

- 1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- 2 「区域面積」欄には、施行規則第 2 条第 2 号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- 3 「区域設定の考え方」欄は、法第 3 条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園（活性化計画に市民農園を含む場合）に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地（農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ）

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		権利の 種類 (1)	土地所有者		権利の 種類 (1)	土地所有者			農地(2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(3)
						氏名	住所		氏名	住所			

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項（農林水産省令第2条第4号ハ）(4)

整備計画	種別(5)	構造(6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3) 開設の時期（農林水産省令第2条第4号ニ）

--

【記入要領】

- 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- 「種別」には(3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則（平成2年農林水産省・建設省令第1号）第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針 (1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法 (2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 (3)		
設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 (4)		
設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法 (5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 (6)		
その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項 (7)		

- 1の 「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第7項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- 2の 「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第7項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- 3の 「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- 4の 「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第7項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- 5の 「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- 6の 「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- 7の 「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

田辺市（農林水産部）において、平成23年3月末現在の「住民基本台帳」における中辺路地区の人口数値により、検証及び評価を行う。

【記入要領】

- 1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。（併せて、地番等による表示を記述すること）
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）の定めるところによるものとする。